

平成26年

春の全国交通安全運動

4月6日(日)～4月15日(火)

4月10日(木)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

運動の基本「子どもと高齢者の交通事故防止」
～滋賀の交通マナーの向上～

運動の重点 1 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
3 飲酒運転の根絶



平成25年春の全国交通安全運動オープニング式の状況

平成26年度滋賀県交通安全スローガン

近江路を 笑顔でつなぐ 無事故の輪
自転車も 立派な車両 意識持て
待ってます 君の横断 終わるまで



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県交通政策課交通安全対策室 TEL077(528)3682

滋賀県交通政策課 検索

●この印刷物は再生紙を利用しています

と検索して下さい。

運動の基本



子どもと高齢者の交通事故防止

～滋賀の交通マナーの向上～



●子どもの交通事故防止

平成25年中の、子ども(中学生以下)の交通事故は、320件発生し、706人が死傷しています。

保護者の方は、自宅周辺の身近な道路を点検し、子どもさんに安全指導をしましょう。

子どもの事故死傷者の状態別(人)

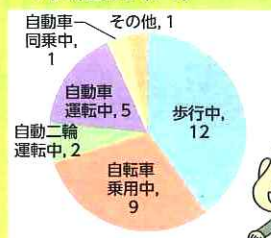


●高齢者の交通事故防止

平成25年中の、高齢者(65歳以上)の死者数は30人で、全死者(74人)の40%以上を占めています。

歩いて道路を横断する時と自転車を運転する時は、特に注意しましょう。

高齢者事故の死者の状態別(人)



運動の重点

自転車の安全利用の推進

～特に、自転車安全利用五則の周知徹底～

平成25年中、滋賀県内における自転車事故の死者数は、14人(前年比+8人)と大幅に増加しました。

自転車は「車両」です。自転車安全利用五則を守って安全な運転をしましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は 左側を通行
- 3 歩道は 歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



[補足]

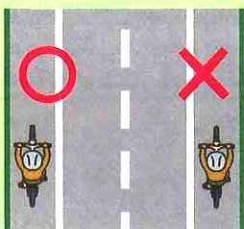
*自転車歩道通行できる場合
 「道路標識、標示により通行可とされている」
 「幼児、児童、70歳以上の高齢者のとき」
 「通行量が著しく多く道路幅が狭いため自動車等との接触の危険がある」などの場合

●改正!道路交通法(平成25年12月1日から)

自転車(軽車両)の路側帯通行を左側に限定

道路交通法の改正により、自転車の路側帯通行が、左側に限定されることとなりました。

車道も路側帯も
キープレフト!



全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

平成25年中、滋賀県内における自動車乗車中の交通事故死者は27人で、そのうち18人は、シートベルト非着用でした。
 (*自動車乗車中の死者のうち、小型特殊乗車中の死者を除く。)

シートベルトの正しい着用方法

肩ベルトは首やあごにかからず肩の中央部を通るように



ベルトは、ねじれず緩みがないように

バックルをカチッと音がするまで差し込む

飲酒運転の根絶



平成25年中、滋賀県内における飲酒運転による人傷事故は52件発生し、5人の方が亡くなっています。飲酒運転は犯罪です。社会全体で、飲酒運転できない環境を作りましょう。

		違反点数	罰則
酒酔い運転		35	5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25以上	25	3年以下の懲役、又は、50万円以下の罰金
	0.15以上0.25未満	13	

*上記0.25および0.15は、呼気1リットル中のアルコール量(mg)

飲酒運転を容認、助長する行為(車両提供罪、酒類提供罪、同乗罪)も処罰されます。



交通事故は、こんなに発生しています!

滋賀県では、年間に1万人以上の方が交通事故で死傷されています。交通事故は、命に関わる「身近な危険」です。「マナー運転」が事故防止の鍵です。



滋賀県内交通事故発生状況	
人傷交通事故発生件数	7,836 件
死者数	74 人
負傷者数	10,214 人

(平成25年中)

※このチラシは42,000部作成し、街頭啓発などで県民の皆さんに配布しています。経費(印刷・職員の人件費)は、1枚あたり12円です。